

公平交易委員会の技術ライセンス協議案に関する処理原則

2001.1.18.第 481 回委員会議で制定
2001.1.20.(90)公法字第 00222 号書簡発行
2005.1.13.第 688 回委員会議にて名称、前言、第 1 点、
第 2 点、第 4 点及び第 8 点を改訂
2005.2.24.公法字第 0940001290 号令発布
2005.8.26.公法字第 0940006979 号令で第 6 点改訂発布
2007.4.26.第 807 回委員会議で全文改訂
2007.5.8.公法字第 0960003850 号令発布
2008.2.4.第 900 回委員会議で全文改訂
2009.2.24.公法字第 0980001569 号令発布
2012.2.8.第 1057 次委員会議にて名称及び第 1 点を改訂
2012.3.12.公法字第 1011560284 号令発布、2012 年 2 月
6 日に遡及して発効
2015.2.4.第 1213 回委員会議にて第 7 点改訂
2015.2.16.公法字第 10415601198 号令発布
2016.8.17.第 1293 次委員会議にて全文改訂
2016.8.24.公法字第 10515606031 号令発布

一、(目的)

公平交易委員会（以下「本会」と称する）は、技術ライセンス案件の処理のために、公平交易法の関連規定をより具体化することで法執行基準をより明確にし、業者による遵守の一助となり、かつ関連案件の処理の一助となるよう、本処理原則を定める。

二、(用語の定義)

(一) 本処理原則で使用される用語「技術ライセンス契約」は、専利ライセンス、専門技術ライセンス、または専利と専門技術とを含む混合ライセンス等に係る契約の種類を指す。

(二) 本処理原則で使用される用語「専利」は、台湾専利法に従って取得された特許または実用新案を指す。台湾でまだ取得していない専利のライセンス契約が、台湾の関連市場に対し競争制限の影響をもたらす場合、本処理原則の規定を準用する。

(三) 本処理原則で使用される用語「専門技術 (know-how)」は、方法、技術、製造工程、調合、プログラム、設計、またはその他の製造、販売または運営に使用できる情報を意味し、以下の要件を満たすものをいう。

当該情報が一般的に知られていないこと。

その秘密性のため実際にまたは潜在的に経済的価値を持っている。

保有者が既に合理的な秘密保持措置を取っている。

(四) 本処理原則で使用される用語「商品」は、サービスも含む。

三、(基本原則)

本会は、技術ライセンス契約案件の審議に際し、ライセンサーが専利または専門技術を有するからと言って、即、関連市場において市場支配力 (market power) を有するとは推定しない。

四、(本処理原則の審査・分析のステップ)

(一) 本会が技術ライセンス契約案件を審議するにあたり、まず、公平交易法第45条に基づいて、専利法に準拠した正当な権利行使の行為であるか否かを審査し、もしも専利権等の正当な権利行使の範囲を超え、専利法等で保障する発明創作の立法趣旨に違反する場合は、公平交易法および本処理原則に従うこととする。

(二) 本会が審議する技術ライセンス契約案件は契約の形式や用語に拘束されず、技術ライセンス契約が下記の関連市場 (relevant markets) における競争制限の可能性または実際に生じる影響に焦点を当てる。

ライセンス技術を利用して製造または供給された商品が属する「商品市場」 (goods market)。

この特定の技術の代替として特定される「技術市場」 (technology markets)。

商品の研究開発の可能性で特定される範囲の「イノベーション市場」 (innovation markets)。

(三) 本会は、技術ライセンス契約の審議に際し、関連するライセンス協議内容の合理性を検討し、並びに以下の事項を斟酌しなければならない。

ライセンサーが有する、ライセンスする技術の市場支配力。

ライセンス契約の当事者の関連市場における地位および市場の状況。

ライセンス契約による技術の使用機会の増加と競争排除の影響の程度。

関連市場に参入する難易度。
ライセンス契約期間の長さ。
関連市場における国際的または業界の慣行。

五、(公平交易法に違反しない例)

技術ライセンス契約における以下の事項の約定について、公平交易法の競争制限に関する規定に違反しないが、第3点および第4点を考慮して不正があった場合はその限りでない。

(一) ライセンシーの実施範囲を、製造、使用または販売のいずれかに限ると制限する約定。

(二) 専利の有効期間内において、ライセンス期間を制限すること。ライセンサーの責任でない理由によりライセンス対象の専門技術が秘密性を失い、公開される前に協議したライセンス期間が制限されることになった場合も同様である。

(三) ライセンス技術が製造工程の一部または部品に係るもので、ライセンス実施料を計算する都合上、ライセンス技術を使用して製造される最終製品の製造もしくは販売の量を、またはライセンス技術製品の製造に必要な原材料または部品の使用量または使用回数を、ライセンス実施料を計算するための基準とすること。

(四) 専利ライセンス料の支払いが分割払い又は実施後に後払いの場合に、ライセンシーが専利期間の終了後にその使用したライセンス料を支払うよう約定をすること。ライセンサーの責任でない理由により専門技術が開示された場合でも、ライセンシーが依然としてライセンス料を継続して支払うよう約定すること。

(五) 技術ライセンス契約において、ライセンシーが改良技術或いは新しい応用方法を非独占的な方法でライセンサーにグランドバックすることを規定すること。

(六) 技術ライセンス契約において、許諾を受けた商品を製造し販売するためにライセンシーが最善の努力を払うことを規定すること。

(七) 専門技術のライセンス契約において、許諾期間中またはライセンス契約の満了後も、ライセンシーが依然として業務上の秘密性を有する専門技術に対し

守秘義務を負うことを規定すること。

(八) ライセンス料の最低収入をライセンサーが確保するために、ライセンサーがライセンシーに、許諾された技術を使用して製造する製品の最低数量、許諾された技術の最低使用回数、または販売製品の最低数量を要求する旨、規定すること。

(九) ライセンス技術の一定の有用性を達成し、許諾商品の一定品質の維持に必要とする範囲内において、ライセンサーは、ライセンシーに許諾技術に係る商品、原材料、および部品を一定の品質に維持する義務を負うように要求する旨、規定すること。

(十) ライセンシーは、許諾された技術について譲渡またはサブライセンスしてはならない旨規定すること。

(十一) ライセンシーは、ライセンスした専利が依然として有効であるか又は専門技術が依然として秘密である場合、ライセンス期間満了後は、ライセンス技術を継続して実施してはならない旨、規定すること。

六、(技術ライセンス契約における禁止事項の例示)

競争関係にある技術ライセンス契約の当事者間で、契約、協議又はその他の方式での合意をもって、共同で許諾製品の価格を決定し、または数量、取引対象、販売地域、研究開発分野などを制限し、当事者間の事業活動を相互に制約することで、関連市場の機能に影響を与えるに足る場合、ライセンス契約の当事者はこれを行ってはならない。

技術ライセンス契約の内容について次のいずれかの状況に該当し、関連市場において競争制限の虞が有る場合、ライセンス契約の当事者はこれを行ってはならない。

(一) 技術ライセンス契約の期間中や満了後に、ライセンシーの競合製品の研究開発、製造、使用、販売、または競合技術の使用を制限すること。

(二) 顧客を区別するため、またはライセンス範囲と無関係な理由で、ライセンシーに対して技術を使用する範囲や取引対象を制限すること。

(三) ライセンシーにとって不要な専利や専門技術を強制的に購入、受入れまた

は使用させること。

(四) ライセンスされた専利や専門技術の改良を、強制的にライセンサーに専用実施（グラントバック）させること。

(五) ライセンス専利が消滅した後、または専門技術がライセンシーの責めに帰すことのできない事由で公開された後、ライセンシーが係争技術を自由に使用することを制限するか、またはライセンス実施料の支払いをライセンシーに要求すること。

(六) ライセンシーの製造、生産した許諾商品の第三者への販売価格を制限すること。

(七) ライセンス技術の有効性について、ライセンシーが争うことを制限すること。

(八) ライセンサーが許諾専利の内容、範囲または有効期間に関して、ライセンシーに提供することを拒否すること。

(九) 専利の有効期間内の専利ライセンス協議において、台湾域内におけるライセンス地域を区分制限すること。ライセンシーの責めに帰すことのできない事由により専門技術が営業秘密性を失った場合、専門技術が公開される前に行った実施できる地域の制限についても同様である。

(十) ライセンシーに対し、製造または販売する商品数量の上限を制限すること、または専利や専門技術の使用回数の上限を制限すること。

(十一) ライセンサーまたはライセンサーが指名した者を通じて販売を行わなければならないことをライセンシーに要求すること。

(十二) ライセンシーがライセンス技術を使用したか否かに係らず、ライセンシーの特定商品の製造数や販売数に従ってライセンスの実施料の支払いを要求すること。

技術ライセンス契約のライセンサーが、ライセンス対象の技術が一定の効果を達成したり、ライセンス商品の商標の信用の維持を図ったり、専門技術の合理

的な機密性を維持するためではなく、ライセンサー又はその指定する者から原材料や部品を購入するようライセンシーに要求することは、関連市場での競争を制限する虞がある場合、ライセンス契約の当事者はそれを行ってはならない。

技術ライセンス契約で正当な理由なく、取引条件およびライセンス実施料につきライセンシーに差別待遇を与えることは、関連市場での競争を制限する虞がある場合、ライセンス契約の当事者はそれを行ってはならない。

七、(法的効力)

独占的事業者である技術ライセンス契約の当事者が、六、(二)～(四)に例示されている条件に違反する場合、公平交易法第九条に違反する可能性がある。

六、(六)に違反する場合、公平交易法第15条の違反となる。

六、(二)に違反する場合、公平交易法第20条第5号の違反となる可能性がある。

六、(三)に違反する場合、公平交易法第20条第1号または第5号の違反となる可能性がある。

六、(四)に違反する場合、公平交易法第20条第2号の違反となる可能性がある。